

コリアNGOセンター2016年度事業報告

特定非営利活動法人コリアNGOセンター

I 事業期間

2016年4月1日～2017年3月31日

II 事業の成果

2015年度を振り返ってみて、基本的には私たちが掲げた課題に適切に対応し、下記のように一定の成果を上げることができた。

- 1) 日本社会でヘイトスピーチが大きな社会的関心となるなかで、「ヘイトスピーチを許さない」ことを掲げた大阪市の条例（1月）、ヘイトスピーチ解消法（6月）が制定され、その根絶に向けた動きが広がっていった。コリアNGOセンターとしてもこうした動きに在日コリアン当事者団体として関わり、2016年12月には日本最大の在日コリアン集住地域である鶴橋でのヘイトスピーチ禁止の仮処分を実現した。またさまざまな社会的課題でメディア取材とコメントが掲載され、社会的なメッセージを発信する在日コリアン団体として広く認知されている。
- 2) 民族教育については、大阪市の民族学級の制度改編がさしせまるなか、学校現場での多文化な子どもたちの教育環境を維持・拡大するためのとりくみを進めてきた。一方で地域での学習・生活支援プログラムとしてのMinami子ども教室や滋賀県のブラジル人学校であるコレジオサントナへの支援も継続的におこなってきた。
- 3) 2017年3月31日に法務省が外国人生活実態調査を発表し、差別的言動や入居差別などがいままも深刻な状況にあることが明らかになったが、ヘイトスピーチのみならず、差別禁止と外国人の人権保障のための法制度の整備は早急な課題となっている。センターは東京では外国人入国法連絡会を中心に、「人種差別撤廃施策基本法案」の実現に向けた取り組みや、当事者の立場から外国人政策に対するアドボカシー活動をおこない、一定の役割を發揮してきた。
- 4) 社会啓発事業分野では、ヘイトスピーチに対する批判の強まりや教育現場でのニーズもあり、講演が102回、10,276人（前年度は94回、8339人）と大幅に拡大している。また生野コリアタウンでのフィールドワークも173回、10,132人（前年度173回、8920人）と拡大、社会教育団体としてのセンター役割は広く認知されており、ニーズにも応えることができた。
- 5) 2016年度も情勢に対応する事業として、日本の歴史問題にとりくむ米国活動家の招請講演会や南北コリアと日本のともだち展（東京、大阪での開催）、ウトロ地区の住宅整備と歴史記念館建設への参加、韓国

国会議員との政策懇談会実施など、多様な取り組みを進めてきた。

- 6) 法律・生活相談は 24 件（昨年 28 件）と大きく減少したが、相談者に対してはそれぞれのケースに応じた対応、有資格者の紹介などをおこなってきた。

Ⅲ 事業の実施状況

(1) 「在日外国人の教育権保障」事業

① 民族学級（民族クラブ）の制度拡充と、教育活動の推進環境の改善に取り組む

2017 年度からの教職員人件費の都道府県から政令市への移行に伴い、常勤民族講師の給与も府費から大阪市費、堺市費に移るための準備が重ねられた。大阪府教委と大阪市教委との間で折衝を重ねてきたものの、府からの手当をもらわず、大阪市の独自措置することが決定したが、これはつまり 1948 年の覚書に基づく民族講師の処遇に大きな変化をもたらすという意味にもなった。大阪市教委は今後、大阪市の他の施策と統合して多文化共生教育の推進の観点から全体の制度拡充を進めるものの、常勤民族講師は段階的に廃止していく方向を明確にした。これについて、センター側からは、常勤民族講師の退職までの措置と、教育活動の停滞を生み出さないよう次期制度の拡充について緊密に連携して取り組むことを求めている。

制度拡充のための環境醸成のために、大阪市の先 5 年を目標に教育の振興に関わる「大阪市教育振興基本計画」を策定したが、ここに多文化共生教育の項目を挿入できた。「振興基本計画」は市長も出席する総合教育会議で承認されたもので、市政課題のひとつに多文化共生教育が加わった意味は小さくない。

2018 年度の新制度に向けた取り組みとして、公明党議員団による大阪市立学校現場訪問を要請し、実現した。元文部科学大臣政務官で党の文教部会長を務める浮島とも子衆議院議員が文部科学省の担当者ら、地方議員団を帯同して現場訪問した。民族学級、日本語指導、Minami こども教室の現場視察をセンターが案内した。

この現場訪問の機会とその後のレクチャーを経て、12 月の大阪市会で公明党の永田典子市会議員が多文化共生教育の推進について取り上げ、市教育行政として積極的に取り組むよう要請し、教育委員会もこれに応じた。

② Minami こども教室の活動充実

2013 年 9 月から始まった Minami こども教室は、中央区の難波、日本橋、島之内、心斎橋界限に定着し、登録する子どもの数は約 50 名、参加を継続している子どもの数も毎回 25 名から 30 名にいたる。

子どもたちの学習支援、居場所づくりはもちろん、ここを拠点にして子どもたちの家庭に対するソーシャルワークも取り込まれ、生活困窮、在留資格、就労支援、日本語学習情報提供、場合によっては児童虐待の事案まで事態が悪化する前の時点での救済、改善、自立支援が実現している。この取り組みはさらに広がりを見せている。

他方、開始以来、関西国際交流団体協議会から 2017 年度に当センターに事務局が移転することになった。Minami こども教室は以前、先進的な取り組みとして注目を集めており、2016 年度も NHK をはじめ多様なメディアで紹介され、今後も地域における外国ルーツの子ども支援、家庭支援のロールモデルとして実

践事例を残していくことに期待が集まっている。この取り組みにおいてコリア NGO センターが中心的役割を担っている。

③ 民族学校、外国人学校の支援体制の強化

滋賀県愛荘町にあるコレジオサントナをめぐる厳しい状況をなんとか打開したいと、愛荘町国際交流協会、愛荘町役場とコリア NGO センターが連携して、NPO 法人化をめざしている。コレジオサントナの社会的役割を重視しつつも、任意団体のままで校長先生の個人的努力の上に学校が存続している状況を改善すべき、NPO 法人化を進め、体系的な運営方法や公益性を担保して公的補助の獲得や寄付、賛助募集に取り組むことを念頭に作業を進めている。

2016 年度後半から、毎月の準備定例会を開催し、その支援の在り方を検討してきた。NPO 法人化に向けて現況を把握し、役場との連携の可能性、地域での理解促進などが議論とされた。

コリア NGO センターは、この準備定例会のメンバーの一つとして加わり、2017 年度中に申請予定の NPO 法人の理事職を務める予定だ。

学校法人白頭学院をはじめ韓国系民族学校との連携を密にし、コリア NGO センターとして民族学校の処遇改善、環境改善に取り組んだ。特に、学校法人白頭学院については金光敏事務局長が常任理事を務め、経営の一角に参画することで、民族学校の持続的な発展に大きく寄与するとともに、この分野におけるコリア NGO センターの存在感を示す役割を果たした。また朝鮮学校の各種処遇改善や差別撤廃の裁判や支援集会に参加し、社会的啓発に協力した。

④ 教育分野、外国ルーツの子どもの生活支援分野で関係機関と連携し、社会環境の整備に取り組む

M i n a m i 子ども教室はじめ、外国ルーツの子どものための支援（個別のケースワーク、行政的な支援など）をおこなうために、有資格者や専門家、市民団体、学校現場などと連携を強めながら対応をおこなっている。ただ子どもたちの課題が山積するなか、十全な対応を進めるための横断的なネットワークの整備が求められる。

⑤ チャプチョ教室の運営（コリアルーツの子どものための学習支援教室）

東京事務所で毎週水曜日の夕方に開催している、コリアルーツの子どものための学習支援教室「チャプチョ教室」は、2017 年 5 月で 5 周年を迎えた。年末年始、お盆などの連休時期を除いて、毎週水曜日の 17:30～20:30 に開催している。当センターは結成当初から関わり、(1)会場管理、(2)授業の講師を主に担当してきたが、同曜日・時間帯にハングル講座を開催しているなど、他の活動との関係から、2016 年度は参加率が半分を切っている。コリアルーツ、とくに「ニューカマー」の 2 世の子どもたちが集まる貴重な場であるため、主催運営側の一員として最低限求められる役割を果たしていくことが重要と考える。

(2) 「在日外国人人権保障のための法制化」事業

① ヘイトスピーチへの対応と差別禁止に向けた対応

2015 年に野党が提出した「人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律」案（人種

差別撤廃施策推進法案)の成立(一部改正要求を含めて)を求めて活動してきたが、2016年4月8日、与党が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下、ヘイトスピーチ解消法)の法案が提出された。野党案と比べて、ヘイトスピーチ問題に限定した理念法であり、適法居住要件という大きな問題点を含むものであったため、成立については賛否含めて多様な意見が運動内で交わされた。昨年より院内集会を連続で行なってきた NGO 側の枠組み(外国人 인권法連絡会、移住者と連帯する全国ネットワーク(移住連)、人種差別撤廃 NGO ネットワーク(ERD ネット)、のりこえねっと、ヒューマンライツナウ)では、問題点を指摘しながらも、通常国会中の法案成立を求める形の主張を行なった。ヘイトスピーチ解消法は、5月24日に国会で成立、6月3日公布、同日施行となった。

理念法であるため、法の実効化に向けて、引き続き NGO 側が取り組みを行なっていく必要が高いと考え、外国人 인권法連絡会が中心となって、それ以外の有志も参加が可能な「ヘイトスピーチ解消法対策会議」を立ち上げた。事業年度の後期以降は、この対策会議を中心に、昨年度に立ち上げた「人種差別実態調査研究会」と、外国人 인권法連絡会という3つの枠組みが、ヘイトスピーチ及び日本国内の人種差別問題に関して精力的に取り組んできた。具体的な取組みとしては、1ヶ月に1回以上の会議開催、集会・シンポジウムの他に、ブックレット「ヘイトスピーチ解消法 Q&A」の発刊、法務省・内閣府への要請行動、「人種差別撤廃基本法を求める議員連盟」への要請書提出などを行なった。当センター東京事務所は、とくに連絡会と対策会議の事務局機能を担ってきた。

外国人 인권法連絡会が毎年出している「日本における外国人・民族的マイノリティ 인권白書」2017年版が2017年3月31日付で発刊された。この構成案づくり、編集作業を東京事務局長が担当した。

人種差別撤廃 NGO ネットワークは、ヘイトスピーチ問題にも取り組みつつ、人種差別撤廃条約を中心に国連 인권条約に関わる NGO 活動を行っており、その定例会議に当センターも出席し、議論に参加してきた。2017年1月が提出期限とされている人種差別撤廃委員会への日本政府報告書に対して、は、2017年4月上旬時点でまだ提出されていない。2017年3月には、人種差別撤廃デー記念集会という形で、各国の駐日大使館向けに日本の人種差別状況を報告する院内集会を行なった。

《関わっている枠組み》

- 外国人 인권法連絡会
- ヘイトスピーチ解消法対策会議：ヘイトスピーチ解消法成立後に立ち上がった枠組み。
- 人種差別実態調査研究会：法務省が昨年度より進めている実態調査に対応して、研究者・NGO 側で取組みを進める枠組み。
- 人種差別撤廃 NGO ネットワーク：人種差別撤廃条約等、国際 인권条約に係る NGO の取組みが軸

一方、関西では2016年は大阪市の条例制定、国会でのヘイトスピーチ解消法成立を受けて、1) 条例・法律の実効性をいかに高めるか、2) 他の地方自治体で対策を実現させるための働きかけ、3) ヘイトに反対する各界各層のネットワーク強化、4) 反ヘイトスピーチ裁判支援の継続、を活動の方針として定めて取組みを進めてきた。

1) に関しては、解消法制定以降も、7/17 韓国領事館前街宣、7月から毎週おこなわれた大阪市役所前街宣など、ヘイトスピーチが継続されるなか、7月1日の条例全面施行を視野に、大阪市への申立てを積極的にここない条例の活用を図ることを目的に取組みを進め、8月7日には反差別国際運動、人種差別撤廃

NGOネットワーク、ヒューライツ大阪などとともに「みんなでつかおう！ヘイトスピーチ解消法・大阪市条例」集会を開催した。大阪市への申立ては7月25日に審査会の第一回の会合が開催され、2016年度には26件が申し立てられ、2017年3月30日にはじめて3件の動画がヘイトスピーチにあたりと認定された。また「ヘイトスピーチ解消法」の成立を受けて、関西ではデモ・街宣の規模の縮小・回数の減少などの傾向が顕著となっているなかで、12月29日、鶴橋で「朝鮮人のいない日本をめざす会」なる名称でのヘイトスピーチが予告されたことに対して、その実施を阻止すべく、コリアNGOセンターで仮処分を申請し、裁判所に認められた。これにより実質的に鶴橋でのヘイトスピーチを抑止することができたことは大きな成果であるといえる。

2) については、現在大阪以外の地方自治体で条例などのヘイトスピーチ対策を求める動きが活発化しており、具体的には関西圏でいえば京都府・京都市（11/6集会）、堺市（10/20市議団川崎訪問）、神戸市（10/23集会）、尼崎市（11/26セミナー）、宝塚市、伊丹市で動きが進みつつある。

センターとしては、それぞれに参加・協力・連携など多様な形でコミットし、地方自治体でのヘイトスピーチ対策の実現に向けた対応を進めている。

3) さまざまな課題・問題がありつつも解消法が成立した以上、これまでのような極端なヘイトスピーチは回数、規模ともに「縮小」していくと思われる。しかしそれは差別・排外主義が弱まったことを意味するのではなく、より巧妙化、多様化する形に変化していくと思われる。（対北朝鮮、歴史認識、日本第一の党、沖縄高江・辺野古、相模原障害者殺傷事件、部落地名総鑑復刻 etc.）

したがって、今後の運動方向として路上で直接ヘイトスピーチと対峙する重要性はありつつも、むしろさまざまなマイノリティ、マジョリティが連携意を強め、日本の市民社会に「差別なく共に生きる」ことを発信するネットワークを作る必要があると考え、11月20日に大阪難波で「ミナミダイバーシティフェスティバル」を企画、実施した。

4) 9月27日、李信恵さんが対在特会と元会長桜井誠を相手取り提訴した裁判の一審判決が言い渡された。裁判所は李さんに対するヘイトスピーチ・人種差別があったとして名誉棄損を認め、裁判費用を含め77万円の支払いを命じるとともに、桜井側より起こされていた反訴をすべて棄却し、勝訴することができた。10月6日に双方が控訴している。コリアNGOセンターとしては、この裁判はインターネット上のヘイトスピーチの規制という観点から支援をおこなっており、今後も継続していく。

② 日本政府・政党および行政機関への政策・施策提言活動の展開

このテーマについては、前項のほかに、移住者支援の全国的ネットワークである「移住者と連帯する全国ネットワーク」への参加を行なってきた。

2016年6月以降、東京事務局長が、移住連の運営委員（入管法部門担当）を担当し、これまでも参加してきた移住連内の「入管法対策会議」だけでなく、年4回開催される移住連運営委員会をはじめ、6月の徳島ワークショップ、シンポジウムや研究会の開催などに参加した。

入管法に関しては、2015年度通常国会に提出された入管法改定案が、技能実習法案と共に2016年11月成立したが、主な改定内容の一つである「偽装滞在者対策」として導入された在留資格取消事由の拡大

(新・第5号：「別表第一の上覧の在留資格をもって在留する者が、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を行なっておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留していること（正当な理由がある場合を除く。）」に対して取り組んだ。残念ながら法改定がなされたが、恣意的な運用をできるだけ防ぐこと、不利益を受ける側の外国籍住民にきちんと周知することに重点を置く形で、2016年11月と2017年3月の省庁交渉で法務省側の見解を具体的に問うなどの取組みを行なった。

(3) 「法律相談・生活サポート」事業の拡充

在日コリアン社会のセーフティーネットとして、有資格者の会員との協力のもと、法律相談・生活サポート事業を実施し、大阪での受付件数は2016年度、24件になる。そのうち最も多いのが在留・国籍に関連するもの(8件)であり、次に相続に関するもの(5件)となっている。それ以外にも教育現場での外国籍の子どもに関する相談、あるいは保護者に関する相談も依然と多い。

相談を受けた内容については、そのつど有資格者のアドバイスを受けながら、対応することができた。(詳細は資料①を参照)

また東京では昨年6件の相談があった。うち、2件は情報提供、1件は他団体、3件は弁護士につないだ。またコリアン以外の外国人からの相談ケースで、センター東京事務所で面談することも1件もあった。

ネットワーク形成については、種々の活動を通じた関係構築はあるが偶然性によるもので、計画的なネットワーク強化はできなかった。

(4) 「人権研修事業の拡充と地域コミュニティ活性化」事業

生野コリアタウン人権研修プログラムは、多様で幅広い人たちを対象にコリアNGOセンターが「共生社会」の重要性を発信していくための教育プログラムであると同時に、当センターの財政基盤として重要な意義を有しており、今年度もその一層の拡充を図る。

① 生野コリアタウン人権研修の受け入れ拡大とプログラムの充実化

コリアタウンFWの実施状況	10,132人	180件
各種団体への研修講師派遣	10,276人	102件

今年度の傾向としては、受け入れ件数はほぼ昨年並みであるが、ある程度規模が大きいプログラムが増加し、教員研修などが増えている。そのため受け入れ人数と事業収益はいずれも増加している。一方で、ヘイトスピーチに関する関心が高まることで、学校や自治体などでの講演での講師派遣は拡大しており、収入も増加傾向にある。(研修プログラムの詳細は資料②、③を参照)

② コミュニティショップ運営

事務所2Fのスペースを利用して、教材・教具はもとより、地域の在日コリアンのハンドメイドグッズ、アジアの女性たちのフェアトレード商品などを扱うコミュニティショップを開設し、販売、商品開発などを手掛けている。2016年度は、運営方針の議論、実施が十分におこなえず、また担当者の他の業務との兼

ね合いや、健康上の問題などもあり、十分な事業展開ができず低調な実態となった。コリアタウンでも同種の商品（文房具や小物各種など）を扱う店舗も増えており、2017年度はその運営方針の最定立が求められる。

今年度のショップの収支については以下の通り。

2016年度売上高	1,144,315円	(2015年度 2,300,718円)
2016年度支出額	726,151円	(2015年度 1,824,314円)
収支	418,164円	(2015年度 476,404円)

③ 「生野コリアタウン」、新宿区／大久保の多民族多文化共生社会づくりなど地域に根ざした活動

生野コリアタウンでは、コリアタウン人権研修を通じて日常的にさまざまな協力関係を各店舗とは維持しており、若手商店主を中心にして連携を図り、11月8日に開催されたコリアタウンまつりにも、企画・運営段階から協力している。

また在日本関西韓国人連合会とも協力し、今年度は韓国政府の在外コリアタウン活性化支援事業の申請をおこない、防犯カメラの設置を実現した。

一方、東京では昨年度に続き、新宿区が設置する以下の各種協議体に参加している。

- ①新宿区多文化共生まちづくり会議（団体委員）
- ②新宿区多文化共生連絡会（世話人）
- ③新宿区多文化防災ネットワーク（副会長）
- ④大久保地区協議会（公募委員、“まちの将来像”分科会に参加）

新宿区多文化共生まちづくり会議（条例設置、2012年9月発足）は、2016年8月で第2期を終えて、2016年9月からの第3期が開始した。第3期は、当センターに対して委員参加の要請があり、団体委員として委嘱を受けた。第3期は「住まい」と「暮らし」の2つの部会に分かれて論議を行なうことになったが、東京事務局長は「暮らし」部会に参加することにした。新宿区多文化共生連絡会と新宿区多文化防災ネットワークについては、定例会議にできるだけ出席するという形態での参与にとどまっている。区側の担当者の取組み姿勢は熱心だが、人員が限られているため、活動を創造的に開発していくことが課題だと考えられる。市民（団体）側からの提案や実務協力があれば、もっと充実した活動展開が行えると思われる。

大久保地区協議会は多文化共生関連の枠組みではないが、とくに外国人住民の多い大久保地区における公的な協議体として機能しており、町会や商店街などの地元住民組織との関係形成のツールと位置付けて参画している。東京事務局長が参加している「まちの将来像」分科会は主に「大久保つつじ」パンフレットのリニューアル作業を行なった。

(5) 「多様なコリアンとの連携・協働」事業

① 韓人会、中国朝鮮族団体など多様なコリアングループとの関係強化

今年5月に在外同胞財団が「海外コリアタウン活性化事業助成」の募集をおこなった。この募集は各地域の民団および韓人会のみが申請団体として認められるものであったが、コリアNGOセンターが仲介し、韓人会とセンター、コリアタウンの共同の取組みとして「安全対策としての監視カメラ設置事業」を申請、

総額約 500 万円の事業助成（うち助成金額は約 300 万円）を受けることができた。

② 歴史・平和問題など多様な課題での日韓市民・NGOとの交流・協力関係の強化

○ ウトロ民間財団での歴史資料館（仮称）建設に向けた対応

郭が「ウトロ民間財団」の評議員として関わっている。第一期工事は 2017 年には終了し、第二期工事が着工される予定であり、「歴史資料館」も規模や建築物の概要を 2017 年上半期までに決定する予定。

○ 日本軍「慰安婦」被害を記憶するメモリアル運動 in アメリカ

サンフランシスコとグレンデールの活動課を招いて

日 時：2016 年 11 月 4 日 場 所：KCC 会館 参加者：約 60 人

日本軍「慰安婦」問題をめぐり、韓日での軋轢が深まるなか、米国でも「少女像」撤去を求める日本の歴史修正主義者との闘いが繰り広げられており、グレンデール、サンフランシスコでは彼らの主張はことごとく退けられている。そうした米国での活動をにう人々と、日本の歴史清算を求める人々との交流を目的として、コリアNGOセンターが主催して開催した。

○ 南北 코리아 と日本のともだち展（大阪）

日 時：2016 年 12 月 9～11 日 場 所：大阪国際交流センター 参加者：のべ約 250 人

コリアNGOセンターが事務局をにない、同期間実施された。プログラムとしては絵画の展示と並行して、北朝鮮を訪問した大学生の報告会や音楽会なども実施された。

○ 朴炳錫議員との在日同胞政策懇談会

日 時：2017 年 1 月 13 日 場 所：たかつガーデン 参加者：約 50 人

コリアNGOセンターが呼びかけて、朴炳錫議員（共に民主党在外同胞委員長、国会副議長）を囲んで、教育、福祉、歴史清算、ヘイトスピーチをはじめとする人権諸課題など各分野の現場に関わる在日コリアンとの政策懇談会として開催した。このとき話された内容も盛り込む形で、大統領候補への要望書にとりまとめて提出する予定となっている（資料）

○ 「慰安婦」問題と日韓関係を考える 元朝日新聞記者・植村隆氏講演集会

日 時：2017 年 2 月 23 日 場 所：KCC 会館 参加者：約 60 人

「慰安婦」問題をめぐって「捏造記者」という誹謗中傷に対して現在も裁判を闘っている植村記者を韓国から招いて、昨年を引き続いて実施した。集会では年末の朴槿恵弾劾による日韓合意直しの機運や、釜山の「少女像」をめぐり長嶺・駐韓日本大使が帰国するなど、韓日関係が対立を深めるなか、現状と課題を多角的に考える機会となった。

一方、東京では「南北 코리아 と日本のともだち展」実行委員会に引き続き参加し（東京事務局長は 2001 年結成当初から参加）、2017 年 2 月 17～19 日に千代田区で開催した東京展の準備、当日運営に部分的に参加した。ともだち展は、その社会的意義から継続開催を求める声が多い一方、運営体制（とくに人事）

の維持が長年の課題となっている。

2016年夏には「PEACE & GREEN BOAT 2016」に「水先案内人」として乗船するなど、各種依頼を受けた活動に参加する形態は多いが、主催事業が実践できていない。

東京事務局の講師派遣・来所学習対応については、とくに、2017年2月下旬～3月初めに上智大学グローバル教育センターが実施する短期集中講座（科目名：「現代の在日コリアン問題―マイノリティの視点から現代社会を問直す」）担当した。これまでの活動を通じて、当センター東京事務所が、認知と信頼を一定程度広げてきていることと評価したい。

（Ⅲ）組織基盤強化のための組織・財政・広報活動の強化

② ニュースレター、ホームページを活用した広報活動の強化

<評価>

- 1) ホームページについては、FW、人権研修や法律相談など事業に関連して必要な情報提供は行われているが、イベント情報はじめセンターのとりくみに関する情報（特に大阪での情報）がホームページに十分に反映されておらず、今後のホームページの運営、活用に関して課題が残った。
- 2)
- 3) ニュースレターは、発刊時期の遅れがありつつも、現在の関心事を盛り込んだ内容での発刊は保障できた。しかしながらニュースの企画・編集作業がほぼ一人に集中しているため、他の業務の関係などで作業が滞ったり、原稿の締め切りなどの編集スケジュールが十全に進められていない傾向が続いている。
- 4) 現在、毎週1～2回の頻度で「ニュース配信」をおこなっており、現在送付は、会員、関係者など総数約450件にのぼっている。今後もセンターの情報発信ツールとして積極的に活用していきたい。

5)

③ 在日同胞向けの集まりの開催

東京事務局における会員基盤づくりの一環として、東京事務所で、在日同胞向けの会合を2016年11月、1月、2月の3回開いた（いずれも金曜日の夕方）。当面は動員に重点をおかず、参加意欲ある人のニーズを満たす、いわゆる「居場所づくり」のコンセプトで開催していくこととした。東京事務局長が知人に呼びかけて、知人がまたその知り合いに声をかける形で参加者を募集した。各回の参加者は7名、5名、10名であった。まだ始まったばかりであるが、在日コリアンが参加するという趣旨から学習の要素の高い形態が良いのではないか、など2017年度はさらに試行錯誤を続けていきたいと考えている。

IV 社員総会の開催状況

(1) 総会の開催

【日時】 2016年5月28日（土）

【場所】 貸会議室ユーズ・ツウ

【参加者】 正会員 124人 会員参加者 79人（うち委任状 55人）

- 【内容】 ○「2015年度事業報告および収支報告」の承認
異議なく承認
- 「2016年度事業計画および収支予算」の決定
異議なく承認

(2) 理事会の開催

【日程】 2016年10月21日(金)

【内容】 ○前期経過報告 ○後期事業計画
※理事、評議員合同会議として実施

【日程】 2017年2月3日(金)

【内容】 ○韓国大統領選挙に向けた対応について
○民族教育をとりまく状況と課題について

【日程】 2017年4月20日(木)

【内容】 ○2016年度事業報告および収支報告(案)
○2017年度事業計画および収支予算(案)

(3) 評議会の開催

【日程】 2016年5月20日(金)

【内容】 ○「2014年度事業報告および収支報告」について
○「2015年度事業計画および収支予算」について

<2016年度会員現況>

会員総数 294団体・個人

<内訳> 個人会員 105人

個人賛助 173人

団体会員 13団体

法人会員 3団体